

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和5年度(2023年度)第1回枚方市建築審査会
開 催 日 時	令和5年(2023年)8月25日 14時00分から (金曜日) 15時30分まで
開 催 場 所	枚方市庁舎(分館)4階 会議室
出 席 者	藤井会長、寺地会長代理、 東野委員、三宅委員、牧田委員、佐野委員(オンライン)
欠 席 者	太田委員
案 件 名	審議案件 議案第1号 楠葉花園町における建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可について(その1) 議案第2号 楠葉花園町における建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可について(その2) 報告案件 報告第1号から第3号 建築基準法第44条第1項第2号許可の一括同意基準に基づく報告事項 報告第4号から第14号 建築基準法第43条第2項第2号許可の一括同意基準に基づく報告事項
提出された資料等の 名 称	1 議事次第 2 令和5年度第1回枚方市建築審査会議案書及び報告資料 3 第43条第2項第2号許可取扱要領等参考資料
決 定 事 項	1 次の案件について枚方市建築審査会として同意した。 議案第1号 楠葉花園町における建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可について(その1) 議案第2号 楠葉花園町における建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可について(その2) 2 次の案件について枚方市建築審査会として報告を受けた。

	<p>報告第1号から第3号 建築基準法第44条第1項第2号許可の一括同意基準に基づく報告事項</p> <p>報告第4号から第14号 建築基準法第43条第2項第2号許可の一括同意基準に基づく報告事項</p>
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	議案第1号及び第2号並びに報告第1号から第7号の案件については、公開。報告第8号から第14号の案件については、枚方市情報公開条例第5条第1号に該当するため、非公開。
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	議案第1号及び第2号並びに報告第1号から第7号の案件については、公表。報告第8号から第14号の案件については、枚方市情報公開条例第5条第1号に該当するため、非公表。
傍聴者の数	なし
所管部署 (事務局)	都市整備部 開発指導室 開発調整課

審 議 内 容	
藤井会長	<p>それでは定刻となりましたので、ただ今より、令和5年度第1回枚方市建築審査会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、委員の皆様方には、お忙しい中、本審査会にご出席いただきありがとうございます。</p> <p>今回は令和5年度初めての審査会でございます。また、年度が変わり、本審査会に関係される枚方市職員に変更がございますので、事務局より紹介をお願いいたします。</p>
事務局 開発調整課 筈井課長代理	<p>事務局 開発調整課の筈井と申します。よろしくお願ひいたします。4月の人事異動により異動になった本市職員のご紹介させていただきます。</p> <p>事務局 開発調整課の中が異動となりまして、後任として私、筈井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>同じく、事務局 開発調整課の尾登が異動になりまして、後任が、山名、後藤になります。本日担当いたします、後藤でございます。その他の職員は昨年度から引き続きとなりますので割愛させていただきます。よろしくお願ひします。</p> <p>以上で紹介は終わりとなりますが、少しお時間を頂戴して、本審査会における新型コロナ症対策に関して皆さまにお願ひがございませう。ご承知のように、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけは5類となりましたが、本市職員におきましてはこれまでと同様、感染症対策を継続し、業務に従事しております。従いまして、本審査会におきまして、本市職員についてはマスク着用の上従事させていただくこと、また換気の確保等、基本的な感染対策についても引き続き励行させていただくことですので、ご了承の方、よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
藤井会長	<p>それでは、委員の出席状況について事務局からお願ひいたします。</p>
事務局 開発調整課 筈井課長代理	<p>本審査会の委員総数7名のうち、本日は、会場にて委員5名の出席でウェブにて佐野委員1名のオンライン出席となり、計6名の委員に出席していただいております。したがって、委員総数の過半数に達しており、枚方市建築審査会設置条例第5条第2項の規定により、本日の審査会が成立しておりますことを、ご報告いたします。なお、太田委員につきましては欠席される旨のご連絡をいただいております。</p>
藤井会長	<p>ただ今、事務局から報告がありましたとおり、本日は過半数の</p>

	<p>委員が出席されておりますので、枚方市建築審査会設置条例第5条第2項の規定により、本日の審査会が有効に成立していることを確認しております。</p> <p>さて、本日の案件は、審議案件が2件ございまして、「楠葉花園町における建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可について」これが（その1）（その2）とございます。</p> <p>次に、報告案件といたしまして、「建築基準法第44条第1項第2号許可の一括同意基準に基づく報告事項」を3件、同じく「建築基準法第43条第2項第2号許可の一括同意基準に基づく報告事項」を11件予定しております。よろしくお願ひいたします。</p> <p>本建築審査会の開催に当たり、安達開発指導室長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
<p>事務局 安達開発指導室長</p>	<p>枚方市都市整備部開発指導室長の安達でございます。</p> <p>委員の皆様におかれましては大変お忙しい中、また暑い中にもかかわらず令和5年度第1回枚方市建築審査会を開催いただき、誠にありがとうございます。また、日頃より本市建築行政にご理解ご協力いただいておりますことをお礼申し上げます。</p> <p>この場をお借りしまして昨年度に藤井会長が表彰を受けられたことについて、委員の皆様にご紹介させていただきます。</p> <p>藤井会長は昨年10月に開催されました、第69回全国建築審査会長会議におきまして、長年にわたり建築行政の推移、推進に多大な貢献をされた建築審査会委員として、その業績をたたえられ表彰を受けられました。</p> <p>藤井会長には平成24年7月から本市建築審査会の委員を、平成26年9月から会長を担っていただき、本市建築行政に多大な貢献をしていただいております。改めましてお礼申し上げます。ありがとうございます。</p> <p>さて、本日の審査会ですが、お手元の議事次第にございますように建築基準法第44条第1項第2号許可にかかる審議案件が2件と一括同意基準に基づき許可を行った報告案件を14件予定しております。皆様の忌憚のないご意見をいただきたく存じますので、よろしくご審議のほどお願ひ申し上げます。</p> <p>最後になりましたが、立秋を過ぎ、暦の上では秋を迎えましたが、厳しい残暑がまだまだ続くようです。委員の皆様におかれましては、コロナ対策も含めまして、体調管理には充分ご留意いただき、ご自愛くださいますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日はよろしくお願ひいたします。</p>

藤井会長	はい、どうもありがとうございました。続きまして資料の確認について事務局からお願いいたします。
事務局 開発調整課 筈井課長代理	<p>本日の資料の確認をさせていただきます。</p> <p>事前に送付させていただきました、資料でございますが、「議事次第」、次に「令和5年度第1回枚方市建築審査会議案書」でございます。なお、議案書には、報告事項の資料も併せて綴られております。</p> <p>次に、クリアファイルであります、「第43条第2項第2号許可取扱要領」等が綴じられた参考資料がございます。</p> <p>資料については以上でございます。</p>
藤井会長	<p>次に本審査会は、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規定に基づき運営を行っているため、本審査会の公開非公開につきましては原則公開と致します。</p> <p>議案書等を確認いたしましたところ、議案第1項及び第2号には「枚方市情報公開条例第5条」に規定する「非公開情報」は、含まれておらず、報告第1号から第3号、第4号から第7号についても「非公開情報」は含まれておりません。報告第8号から第14号は個人申請の案件ですので、個人に関する情報が含まれております。</p> <p>従いまして、議案第1号及び第2号、並びに、報告第1号から第7号の案件につきましては公開、報告第8号から第14号の案件につきましては、枚方市情報公開条例第5条第1号の規定により非公開、と致したいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。</p>
委員	異議なし。
藤井会長	<p>特に異議がないようですので、そのように取り扱いを致します。</p> <p>次に会議録、会議資料の公表・非公表につきましては原則公表としております。会議において公開の扱いとする議案第1号及び第2号並びに報告第1号から第7号の会議録会議資料は、枚方市ホームページなどで公表することとし、会議資料につきましても本審査会の運用事項で定めていますとおりの議案書の抜粋を公表いたします。</p> <p>また、会議を非公開の扱いとする報告第8号から第14号の会議録、会議資料につきましては非公表といたします。よろしいでしょうか。</p>
委員	異議なし。
藤井会長	はい、異議がないようでございますので、そのように取り扱い

	<p>ます。</p> <p>それでは本日の傍聴人について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局 開発調整課 筈井課長代理	<p>はい。傍聴を希望されている方はいらっしゃいません。</p>
	<p><u>1 審議案件</u></p> <p><u>議案第1号及び第2号</u></p> <p><u>楠葉花園町における建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可について（その1及びその2）</u></p>
藤井会長	<p>はい、それではさっそく議案第1号の「楠葉花園町における建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可について（その1）」と、議案第2号の「同（その2）」を、一括して、処分庁の方から説明をお願いいたします。</p>
処分庁 審査指導課 古川主任	<p>審査指導課の古川です。それでは、議案第1号「楠葉花園町における建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可について（その1）」と議案第2号「同（その2）」について、両議案の計画地が隣接しており、同様の案件であることから合わせて説明させていただきます。</p> <p>両議案は、申請建築物である休憩場の上屋が、道路内に建築されるものであることから、建築基準法第44条第1項第2号の許可をすることについて、建築審査会の同意を求めるものです。</p> <p>お手元の資料「令和5年度第1回枚方市建築審査会議案書」をご覧ください。</p> <p>まずは資料のご確認をお願いいたします。</p> <p>議案第1号の付議書のあとに、諮問書、調査報告書が2枚、その次に位置図、順に、配置図、詳細図、求積図となっております。議案第2号の付議書につきましても同様に諮問書、調査報告書が2枚、その次に位置図、順に、配置図、詳細図、求積図となっております。</p> <p>なお、説明につきましては、パワーポイントを使用させていただきますので、委員の皆様方におかれましては、スクリーンの映像をご覧くださいませよう、お願いいたします。</p> <p>まず、はじめに、本件の事案の適用条文につきまして、建築基準法第44条第1項には“建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りではない。”とあります。</p> <p>第2号には“公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益</p>

上必要な建築物“で、“特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの“とあります。本申請はこの第2号に該当するものとして申請されております。

したがいまして、申請建築物が「公益上必要な建築物で通行上支障がないかどうか」が許可の要件になります。

申請建築物は道路区域内に設ける休憩所の上屋であり、“不特定多数の方が利用する広場の日除け・雨除けとして機能する公益上必要な建築物“で“広い広場内に設けられ、車道の越境もなく、車及び人の通行上支障がないと認められる“ものであります。

広場や車道との位置関係につきましては、後の航空写真などで現地の状況説明をさせていただきます。

次に申請建築物の概要につきまして調査報告書に沿って説明いたします。

申請者氏名、枚方市長 伏見隆。本申請は、道路管理者自らの申請となります。申請地、枚方市楠葉花園町2920-15の一部。地域地区等、商業地域(指定建蔽率80%、指定容積率400%)・防火地域となっております。

主要用途、休憩所の上屋。敷地面積、8.35㎡。建築面積、1.20㎡。建蔽率につきましては建築基準法53条第6項第2号により適用除外となります。延べ面積、6.60㎡。容積率、79.04%。構造、鉄骨造。階数、平屋建。最高高さ、2.990m。最高軒高さ、2.210m となります。

次に議案第2号の概要でございますが、申請者、申請地、地域地区等は同様ですので省略させていただきます。

主要用途、休憩所の上屋。敷地面積、15.8㎡。建築面積、0.76㎡。建蔽率につきましては建築基準法53条第6項第2号により適用除外となります。延べ面積、12.76㎡。容積率、80.76%。構造、鉄骨造。階数、平屋建。最高高さ、3.550m。最高軒高さ、2.770mとなります。以上が申請建築物の概要となります。

次に位置図になりますが、上が北方向となり、青で囲いをしている箇所が道路区域範囲、赤丸で示している箇所がそれぞれの申請地となります。

次に配置図になりますが、赤の塗りつぶし部がそれぞれの申請敷地となります。青の囲いで黄色に塗りつぶした範囲が、市道楠葉中央線の道路区域範囲となります。また緑色で塗りつぶした長方形の範囲は、今回の事業と合わせて芝生に改修する範囲となります。

申請建築物につきましては、道路区域内広場の日除け、雨除け

として利用できる休憩所の上屋を建築するものとなり、周囲からも2m以上の空間を確保しており、歩道上の人の通行上支障がないものであります。

次に排水計画ですが、青い四角が雨水集水桝であり、青い矢印で示したものが雨水排水管となります。雨水排水ルートとしましては、雨水集水桝に集水したのち表面下の排水管を通して車道側の道路排水へ排水される計画となります。

次に詳細図になりますが、まずは議案第1号につきまして、上屋の最大幅は、立面図のとおり、柱芯で2.200mとなります。最高高さは2.990m、最高軒高さは2.210mとなります。建築物は鉄骨造であり、不燃材料の主要構造部となっています。

次に議案第2号につきまして、上屋の最大幅は、立面図のとおり、柱芯で2.200mとなります。最高高さは3.550m、最高軒高さは2.770mとなり、地表面と上屋の空間で最も低い高さで2.210mとなります。建築物は鉄骨造であり、不燃材料の主要構造部となっています。

次に航空写真及び現地の写真にて現地の状況説明をいたします。まず航空写真にて、申請地と道路区域内の歩道・広場部分及び車道部分との位置関係を説明いたします。

赤で囲っている箇所が申請地、黄色で塗りつぶしている範囲が歩道・広場範囲、青色で塗りつぶしている範囲が車道範囲となります。申請建築物が広い歩道・広場内に設けられ、車道の越境もなく、車及び人の通行上支障がないことがわかります。

次に現地の写真ですが、写真撮影位置につきましてはスクリーンの通りです。

写真①は、議案第1号の申請地を北側から車道側に撮影したものです。赤囲みしている線は、おおまかな上屋の位置です。既存のベンチあたりに設置する予定です。また既存のベンチは撤去し、新たにこの上屋にあわせた新設ベンチを設ける予定です。

次に写真②は、議案第1号の申請地を南側から北側に撮影したものです。

次に写真③は、議案第2号の申請地を北側から車道側に撮影したものです。赤囲みしている線は、おおまかな上屋の位置です。議案第1号と同じく、既存のベンチあたりに設置し、既存のベンチは撤去後、新たにこの上屋にあわせた新設ベンチを設ける予定です。

次に写真④は、議案第2号の申請地を南側から北側に撮影したものです。現地の状況は以上となります。

	<p>それでは調査報告書の調査意見にてまとめさせていただきます。</p> <p>冒頭申し上げたことと重複しますが、この許可にあたっては、公益上必要な建築物であること、通行上支障がないこと、の2点について判断していく必要があります。</p> <p>申請建築物である休憩所の上屋は、道路内に建築されるものであることから、今回の許可申請がされたものです。この申請建築物は、「枚方市総合交通計画」において、主要戦略施策として駅周辺の回遊性と賑わい、愛着がもてる交通環境整備として求められており、不特定多数の方が利用する道路区域内広場の日除け・雨除けとして機能する公益上必要な建築物であります。また、配置計画については、車道への越境がないため車の通行上支障がなく、歩道空間は十分に確保されていることから、人の通行上支障がないと認められます。従って、本申請は、特定行政庁として、建築基準法第44条第1項第2号において、公益上必要な建築物であり、通行上支障がないものと判断するものです。説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご同意頂きますようお願いいたします。</p>
藤井会長	<p>はい、ただ今、説明がありました、議案第1号、第2号につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんでしょうか。</p> <p>まず基本と言いますか、出発点ですけれども、本案件が一括同意基準から外れるというのはどこがということなんでしょうか。</p>
処分庁 審査指導課 古川主任	<p>今回の計画は規模について、幅が2.2mで、一括同意基準の2.0m以下の基準を超えており、また、上屋と地面の間の有効が2.21mで、一括同意基準の2.5m以上を満たしておらず、今回個別案件で審議をかけさせていただいております。</p>
藤井会長	<p>はい、わかりました。</p>
寺地会長代理	<p>1点よろしいでしょうか。</p> <p>今日差し替えて建築面積の修正がなされていますが、頂いた詳細図の7ページの右下に建築面積の算定式というのがありますね。これが今回どういうふうに修正になったかを説明いただけますか。</p>
処分庁 審査指導課 古川主任	<p>7ページ右下の図ですが、かっこ書きで2.2m-1.0mの個所がありますが、図に示しました屋根の先端から反対側の先端までの寸法2.5mが、建築面積算定用の寸法と考えております。</p> <p>柱の向かい側からのみ1m引いていますが、柱側も十分開放性がみられるという考えになり、この柱側からも1m除外することで、$2.5m - 1m - 1m = 0.5m$になります。その後ろの$3m - 1m - 1m = 1.0m$は変わらずに$0.5m \times 1m = 0.5m^2$となります。</p>

寺地会長代理	<p>はい、わかりました。</p> <p>私、詳しくはないんですけど、例えばこの7ページの立面図A3の下側の右側Y1通りが書いてある立面図がありますね。この、真上から見ると2,500のところは、傾いた所の庇の上側ですよ。これ、右側の出てる部分は水平投影面積とみなさなくてよろしいですか。</p>
処分庁 審査指導課 古川主任	現状面積対象としてみなしていません。
寺地会長代理	<p>一本足立等のこういう傘状の建築面積、延べ床面積の算定方法って難しい部分があると思うんですね。私も東京で仕事をしていた時とかに、行政によって考え方が違っていることもありました。厳密に水平投影面積を見れば、斜めの部分も下にはかかっているのとれるのかなと思ったりします。後々公的な建物になる時に間違いがあるとなると、審査会も経ているのに理解していなかったとなるとまずいかなと思いますので、最終確認を頂けますでしょうか。</p>
処分庁 審査指導課 古川主任	はい。
寺地会長代理	それに合わせて、この延べ床面積ですが、この建物は延べ床面積が発生するんですか？
処分庁 審査指導課 古川主任	そうです。今回休憩場の上屋ということで、玄関のポーチと同じような感じです。用途が発生する範囲は延べ床面積が算定されることになります。
寺地会長代理	この場合は2.5mにならないんですか？
処分庁 審査指導課 古川主任	枚方市の考えとしましては、柱の内側に用途が発生すると考えさせてもらって、この柱の横側、300位のスペースがありますが、こちらには休憩の用途は発生しないという考えにさせていただいております。
寺地会長代理	<p>厳密に考えるとですね、柱が1本の場合、この柱の周りは用途が発生しないけれど、15ページの伏図のように柱が2本ある場合、柱間の辺りなどは発生するんじゃないかなと僕は思ったりするんですね。そうすると今は柱間の部分も含めて対象外としているじゃないですか。これで本当にいいのかっていうのも、最終確認いただきたいなと思います。</p> <p>柱芯から1m残したところは除外するけど、あとは床面積だよねって発想にならないのかなとかですね。</p>
処分庁 審査指導課 古川主任	そうですね。

寺地会長代理	難しいと思います。
処分庁 審査指導課 古川主任	先程おっしゃった、特定行政庁で考えがそれぞれのところがあります。
寺地会長代理	そうですね。東京でもこういったものが本になって指導が示されますが、なかなか判断が難しい部分があると思います。
処分庁 審査指導課 古川主任	確認させていただきます。
寺地会長代理	はい。最終的にこの7ページの右下が修正されたものが出てくるということですね。今日、面積修正があったので、ちょっと気になりました。
処分庁 審査指導課 福田課長代理	ありがとうございます。また後ほど検討いたします。
藤井会長	法令助言等に抵触しない範囲であれば、裁量もあると思いますけれど、いずれにせよ、確認してください。
処分庁 審査指導課 古川主任	はい。
寺地会長代理	あともう1点些末なことですけど、配置図で、10,700と5,500でこの位置ですとプロットされてますよね。ところが、この左側も今回申請する建物なんですよ。
処分庁 審査指導課 古川主任	はい。
寺地会長代理	そうすると、これを基軸にしていいいんでしょうか。何か、不動物からの指示寸法記入の方が良いのでは。
処分庁 審査指導課 古川主任	既存の構造物からの方から追い出すようなかたちの方が良いですね。
寺地会長代理	はい。この5,500の方が文字が小さいので、大きくしていただいた方が同等になるのかなと思います。
処分庁 審査指導課 古川主任	直させていただきます。
藤井会長	直接関係ないんですけども、写真で見ましたら、今もベンチはありましたよね。ただ、今は露天で、こんな暑い日に座っていたら熱中症になりますよね。だから上屋を付けるんだということで、基本的には現状のものの上に日除けというか、屋根をつけるイメージなんですか？
処分庁 審査指導課 古川主任	そうです。既存のベンチの箇所に上屋を設置するのですが、既存のベンチが猛暑対策の遮熱性のベンチになっていないようで、今回、既存のベンチはとってしまって、遮熱性のある新設のベンチを合わせて上屋の下に設けることになります。

藤井会長	なるほど。そうすると、夏でもここで休憩しても大丈夫という感じにはなるだろうと。
処分庁 審査指導課 古川主任	今回の事由は、大阪府の猛暑対策の補助金も使われているようで、猛暑対策の一環で事業を進められているようです。
藤井会長	はい、わかりました。他にございませんでしょうか。
牧田委員	<p>3点ありまして、まず1点目は先ほどご質問あって検討するという面積の取り扱いなんですけれども、法律というような取り決めと、法律で書いてないところがあると思うので、それについてはご承知だと思いますけれど、大阪府で取り決めをしている取扱集ないしは近畿ブロックで作ってる取扱集、それを準備をさせていただいて、もう一度検証いただけたらなというふうに思っていますのでよろしくをお願いします。</p> <p>2点目ですけれど、確認で、芝生を別途作るということがあったと思うんですが、この配置図でいうと、この、上の長方形、これがそうなんですか。</p>
処分庁 審査指導課 古川主任	そうです。この太枠の線で表れている長方形のところは芝生の改修範囲になっています。
牧田委員	はい。これは審査会の審査の同意事項ではないと思いますが、施工のタイミングを見ると、雨水改修で雨水管を入れていきますよね。それが芝生広場の中に入って行くので、その事業のタイミングがどうなのかなと気になりました。先に芝生改修をして、後でこの雨水改修をするとすると、また芝生をめくらなければという話になるので。そのあたりはどうなのかなと。同意事項の中身ではないんですけれどね。
処分庁 審査指導課 古川主任	まだ聞き取りができておりませんが、おそらく雨水管を先行してから芝生の仕上げをするのかと思われます。既設で雨水配管が入っている部分があるようですので。
牧田委員	それは有効利用ということですね。はい、わかりました。 最後に、スライドで写真を載せていただいた中で、一つ気になったのが、この黄色は誘導ブロックですか。
処分庁 審査指導課 古川主任	これはタイル張りになっています。
牧田委員	そうなんですか。その奥は申請地に跨ってる黄色、それは誘導ブロックではないですか。それもデザインですかね。
処分庁 審査指導課 古川主任	これも、模様、タイルです。
牧田委員	単なるタイルの模様ですか。
処分庁 審査指導課	誘導ブロックは、6ページの配置図の申請地の南側にありま

古川主任	す。
牧田委員	これしかないということですね。
処分庁 審査指導課 古川主任	そのとおりです。
牧田委員	わかりました。交差しているのであれば、休憩という対流する部分と通行部分とが錯綜するので、そこに施しがいるかなと思ったんです。単なるデザインということですね。はい、結構です。以上です。
藤井会長	周辺事項ばかりで恐縮ですけど、芝生の部分は今はどうなっているんですか。
処分庁 審査指導課 古川主任	今は施工されていません。
藤井会長	普通に通行できるタイルがある。
処分庁 審査指導課 古川主任	そのとおりです。
藤井会長	芝生を作ったら、芝生に立ち入れないようにどうされますか。
処分庁 審査指導課 古川主任	出入りできる芝生になります。
藤井会長	そうなんですか。
処分庁 審査指導課 古川主任	その芝生も猛暑対策の一環のようです。その下のインターロッキングも保水性のあるもので施工されるようです。
藤井会長	なるほど。あの手この手のいろんな方法で、少しずつでもという考え方ですか。わかりました。ありがとうございました。
三宅委員	<p>猛暑対策なんですけれどね、いつも枚方はテレビに出てくるくらいで大変だなと思っているんですけど、気温計とか、建築とは全然違うかもしれないんですけど、そこにどのぐらいの市民の方が利用されているのかとか、作った目的等を市民の方にも伝えるようなかたちにして、お休みいただくということも、イメージを上げていくことも大事ですし、実際にそういう猛暑対策にしていきたいというふうなことで、それを進めていただけたらと思います。</p> <p>そういったことが枚方で映ることがないんですよね。みんな一緒のことをしているんですけど、枚方のイメージアップのためにも、そういったものをつけたり、対策を市民と一緒に考えるということ。建築的には、台風とか、今いろいろなことが起こるので、そういった安全対策について、基準は満たされているということアピールされる方が。今、このベンチがどんなふうを活用されているか分からないものですから、そういうふう感じま</p>

	した。
藤井会長	はい。他はいかがでしょうか。
三宅委員	避難所になるというか、交通機関が止まったときにこういったところを活用するとか、避難公園的な考え方もされていますね。公園の中のベンチがトイレになったりとか、電車が止まったときに対応できるとか、そういった道具が置いてあるとか、次の話になるかもしれませんが。そういったことが考えられる時代かなと思います。
処分庁 審査指導課 古川主任	ありがとうございます。
藤井会長	他でございますでしょうか。よろしいですか。 そうしましたら、ただいま審議いただきました議案第1号、議案第2号について、いずれも同意することでご異議ございませんでしょうか。
委員	異議なし。
藤井会長	異議がないようでございますので、議案第1号、第2号については同意することといたします。 そうしましたら、引き続きまして報告案件に移ります。
	<u>2 報告案件</u> <u>報告第1号から第3号</u> <u>建築基準法第44条第1項第2号許可の一括同意基準に基づく報告事項</u>
藤井会長	報告案件「建築基準法第44条第1項第2号許可の一括同意基準に基づく報告事項」でございます。報告第1号から第3号の3件について、一括して、処分庁から説明をお願いいたします。
処分庁 審査指導課 福田課長代理	それでは、報告案件につきまして、審査指導課、福田より説明させていただきます。 報告案件とは、一括同意基準に基づいて許可したものを報告するものです。この一括同意基準とは、許可にあたって支障がないものについて、あらかじめ建築審査会の同意を得たものと扱うことについて承認を得た基準のことです。 本日報告する内容は、道路内建築制限の特例許可と、接道義務の特例許可でございます。 まず、道路内建築制限の特例許可について報告いたします。 報告資料の2ページの表をご覧ください。一括同意基準により、許可した報告件数は3件で、内容は表の通りでございます。 一括同意基準は、お手元のファイルに「建築基準法第44条第1

	<p>項第2号許可の一括同意基準」を綴じておりますので、ご参照ください。ファイルに「法第44条一括同意基準」のインデックスをつけております。</p> <p>この基準は、道路内に建築するバス停の上屋について、公益上必要な建築物であること、及び通行上支障がないことについて要件を定めています。「2. 許可基準」には、第1に「適用範囲」、第2に「適用の条件」を定めていますのでご参照下さい。</p> <p>今回の、報告第1号から報告第3号までは、この基準に該当するため、あらかじめ建築審査会の同意を得たものとして許可を行ったものです。それでは、スクリーンを使ってご報告いたします。</p> <p>こちらは、報告第1号の付近見取図です。申請敷地は北楠葉町に位置します。赤色部分が申請位置です。こちらは、配置図と立面図です。この案件は、歩道上に建築されます。柱や排水は車道側に、上屋の周囲は外気に十分に解放され、路面から上屋までの高さは、有効で2.5m以上を確保し、上屋の幅は2m以下、主要構造部は不燃材料となっています。この図面の右側に、一括同意基準の抜粋を掲げており、本申請建築物はこれに適合していることを確認しています。こちらは、申請地の写真です。上屋の設置前の写真です。左上の写真は上空からの写真で、撮影位置の番号を示しています。その他の写真は、各撮影位置での写真です。赤色部分が申請地です。こちらは、現在の申請地の写真です。申請された上屋が設置されました。以上が、報告第1号の説明となります。</p> <p>続きまして、報告第2号及び報告第3号は、上屋の仕様が報告第1号と同様で、敷地の位置が異なる案件となっています。こちらは、報告第2号の付近見取図です。申請敷地は香里ヶ丘5丁目です。こちらは、配置図と立面図です。こちらは、申請地の上屋設置前の写真です。こちらは、申請地の上屋設置後の写真です。</p> <p>次に、報告第3号の付近見取図です。申請敷地は藤阪西町です。こちらは、配置図と立面図です。こちらは、申請地の上屋設置前の写真です。こちらは、申請地の上屋設置後の写真です。</p> <p>以上が道路内建築制限の特例許可の報告です。</p>
藤井会長	はい、ただいま説明ございました報告第1号から第3号について、ご質問等ございますでしょうか。
牧田委員	中身のことでないんですけど、これも一種の日よけ対策なので、先ほどおっしゃっていた国の猛暑対策事業に該当して、補助金や交付金をいただく予定になってるんですか。
処分庁 審査指導課	同じものです。今年度内に工事完了するという条件でされてお

福田課長代理	ります。
牧田委員	時限交付金になっているんですか。今年度限りということでもないですか。
処分庁 審査指導課 福田課長代理	今年度内の工事完了が条件であるとしかお聞きしていません。また、来年度も本事業が実施されるかは
牧田委員	勉強の為ですけれど、交付率って事業費のどれぐらいでしょうか。2分の1とか。全額でないですよ。
処分庁 審査指導課 福田課長代理	交付率までは確認できておりません。
牧田委員	わかりました。またわかれば、後ほどでいいんで。
処分庁 審査指導課 福田課長代理	はい、わかりました。
牧田委員	国費だけですか。府費も入りますか。
処分庁 審査指導課 福田課長代理	はい。お聞きしているのは、大阪府様の事業と伺っています。
牧田委員	結局、市費がいくらかというのが興味のあるところです。事業費100のうち、市費がいくらなのかなと。 だいたい国は2分の1じゃないですか。それで、地方費で半分もって、その半分が大阪府がもってという、4分の1でという構図なのかなという。4分の1で済むのなら、こういう事業をどんどんと。4分の1は市費で出さなければならぬですが、それでも。
処分庁 審査指導課 福田課長代理	今回の報告以外でも、年内も駆け込みで審査がきております。次回報告をするようにいたします。
牧田委員	先ほど三宅委員からご意見もあつたように、枚方市をアピールするという、街の貢献としてこれから求められる猛暑対策というのは、そういうことを市は積極的にやっていますよということにもなりますのでね。財源というのは大きいかと思います。
処分庁 審査指導課 西山課長	大阪府の猛暑対策事業ということで、単独のバス停につきましては、補助額が1,500万円を上限として100%とのこと。
牧田委員	基本100%なんですか。
処分庁 審査指導課 西山課長	はい。100%で1,500万円上限です。1事業者当たりの補助金額が上限1,500万円です。
牧田委員	1事業者ですか。
処分庁 審査指導課 西山課長	1事業個所当たり、1事業者への、ということです。
牧田委員	1事業個所ですね。分かりました。
藤井会長	例えば、これならいくらぐらいかかるんですかね。トータルで、

	<p>ざっと。分からなかったら良いのですが、今話を聞いていてふと思ったんですね。上限が1,500万ですが、1,500万はかからないものかと。</p>
牧田委員	<p>うまく分けられたらいけるのかなという気がしましてね。</p> <p>先ほど課長がおっしゃったように、1事業者1個所に1,500万円でしょう。だから1事業者ということは、市が1事業としたら、これを3つ4つしてしまうと、今会長がおっしゃるように1,500万円を超えてしまうかもしれないですね。だから事業年度を分けるとかね。面倒くさいですが。</p> <p>それで、1個所なら1個所単位でいいけれど、1事業者っていう縛りがあるようなので、伏見市長なら、もうそれで1事業になってしまう。これは多分1,500万円もしないと思いますよ。</p>
処分庁 審査指導課 西山課長	<p>土木部の方でかなり積極的に活用するというので、それも含めて、色々相談はきております。</p> <p>今年度中に仕上げないといけないということで。</p>
牧田委員	<p>縛りがあるとね。時限交付金のようなものなら、僕が言ったように、分けてはなかなかできないのかもしれないですが。</p>
三宅委員	<p>ちょっと追加なんですけれど、建築物として捉えるのもそんなんですけれど、機能としてね、例えばミストが出るとか。費用がかかるから、そんな贅沢なこととは思われるかもしれないけれど、その気温計とミストと、そういうものが災害の対策に、公の施設は機能を持つ建築というところをこれから盛り込んでいくのって大事ではないかなと思いました。</p> <p>贅沢なお話なのかもしれないですけど。</p> <p>ただ、それだけじゃなくて、どうせ作れるのであれば、そういう機能を持たせるというのが良いですよ。</p> <p>AEDまでではないにしても、そういう公の、近くにそういうものがあればいいんですけれど、そういった救急対応ができるのか。</p>
藤井会長	<p>そうですね。ベンチが先か上屋が先か、思うところはありますけれどね。いろんな事情があって、例えば上屋で補助金が出ると言われたら、じゃあ上屋が先ということもあるでしょうし。</p>
処分庁 審査指導課 福田課長代理	<p>来年度以降どうなるか、その補助金の事業があるかどうかなどについては確認できていませんが、本件につきましては今年度中の工事完了が必須であると申請者から聞いています。</p>
牧田委員	<p>多分、国は時限みたいな形で縛りを入れているんでしょうね。それで、また、また、みたいな感じかなと思います。</p>
処分庁 審査指導課	<p>はい。</p>

福田課長代理	
牧田委員	三宅委員がおっしゃるように、どこまでの補助メニューがあるかというのは、まずベースとして整理しておいて、プラスアルファを、ほかの補助金でとれないかとか、他の政策を合わせてできないかとか。複次的に考えられてもいいかなと思いますね。
処分庁 審査指導課 福田課長代理	はい、ありがとうございます。
藤井会長	他にはよろしいでしょうか。 そうしましたら、続いて報告案件、第4号から第14号、建築基準法第43条2項第2号許可の、一括同意基準に基づく報告事項ですね。
	<u>3 報告案件</u> <u>報告第4号から第7号</u> <u>建築基準法第43条第2項第2号許可の一括同意基準に基づく報告事項</u>
藤井会長	報告案件は公表の対象である報告第4号から第7号の4件の確認を先に行い、その後、非公表の対象の報告第8号から第14号の7件の確認を行いたいと思います。 報告第4号から第7号の4件については、これも一括して処分庁から説明をお願いいたします。
処分庁 審査指導課 福田課長代理	続きまして、接道義務の特例許可の報告をいたします。 接道義務とは、建築基準法第43条で規定されており、「建築物の敷地は、原則、同法第42条の道路に2m以上接していなければならない」とされています。 接道義務の特例許可とは、建築基準法第43条第2項第2号により、「その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて、建築審査会の同意を得て許可したもの」のことであります。 報告資料の4ページをご覧ください。議案書の最後のページです。表に各案件を示し、左から2列目に、該当する一括同意基準を示しております。ページ下半分には一括同意基準の概要を示しております。 一括同意基準2は、平成11年5月1日時点において現に建築物が建ち並んでいる幅員4m以上の通路に2m以上接している敷地で、法上の道路に接続されている通路について所有権等を有する者による「通路協定書」が締結されている案件です。

一括同意基準3は、平成11年5月1日時点において現に建築物が立ち並んでいる幅員2.7m以上の通路に2m以上接している敷地で、法上の道路に接続されている通路について所有権等を有する者による「通路協定書」が締結されている案件です。

一括同意基準4は、敷地と道路の間に河川等が存在する場合において、橋等で道路に2m以上有効に接しており、通行等について施設管理者との協議が整っている案件です。今回の案件は、大阪府の道路拡幅事業に伴う、道路予定地を介して道路と敷地が接するものです。

これから報告する案件は、今申し上げました一括同意基準の、いずれかに該当するため、あらかじめ建築審査会の同意を得たものとして許可を行ったものです。それでは、それぞれの案件につきまして、スクリーンを使ってご報告いたします。

始めに、報告第4号及び報告第5号については、いずれも申請地が松丘町で、かつ、隣接しているため、合わせて報告致します。こちらは、報告第4号及び報告第5号の付近見取図です。こちらは、報告第4号及び報告第5号の通路協定書です。一括同意基準2に該当します。現行の通路協定書の様式ではありませんが、盛り込まれている内容は現行と同様です。こちらは、報告第4号の配置図です。申請敷地は、枚方市が管理する通路と協定通路を合わせた、幅員4mの通路を介して建築基準法上の道路に接続しています。こちらは、報告第5号の配置図です。写真①は、申請地東側から法上の道路と、協定通路の接続部分を撮影した写真です。写真②は、2つの申請地東側から法上の道路・協定通路及び申請地を撮影した写真です。赤く着色した部分が申請地です。写真③は、同じく、申請地東側から協定通路及び申請地を撮影した写真です。

次に、こちらは、報告第6号の付近見取図です。申請敷地は高野道1丁目に位置します。こちらは、配置図です。一括同意基準4に該当するもので、敷地が大阪府の道路拡幅事業予定地を介して道路に接道しております。写真①は、申請地南側から申請敷地を撮影した写真です。写真②は、申請地北側から申請敷地を撮影した写真です。

次に、こちらは、報告第7号の付近見取図です。申請敷地は川原町に位置します。こちらは、通路協定書です。一括同意基準3に該当します。こちらは、配置図です。写真①は、申請地北西側から法上の道路と、協定通路の接続部分及び申請地を撮影した写真です。写真②は、申請地南西側から協定通路及び申請地を撮影

	<p>した写真です。写真③は、申請地南側から法上の道路と、協定通路の接続部分及び申請地を撮影した写真です。</p> <p>以上が、報告案件のうち、前半の、第4号から第7号までの説明です。</p>
藤井会長	<p>はい、ただいま説明がございました、報告第4号から第7号についてご質問等ございますでしょうか。</p> <p>大変申し訳ないのですが、第7号もう一度見せていただけますかね。最初から。</p>
処分庁 審査指導課 福田課長代理	<p>これが通路協定書でございまして、赤色部分が申請敷地で、黄色が協定通路になります。</p>
藤井会長	<p>水色部分は。</p>
処分庁 審査指導課 福田課長代理	<p>これは水路で、暗渠です。</p>
藤井会長	<p>暗渠ですか。水路ですね。</p>
処分庁 審査指導課 福田課長代理	<p>表面はアスファルトです。</p>
藤井会長	<p>水路跨ぎ（の43条許可）ではないんですね。わかりました。</p>
牧田委員	<p>それに関連してなんですけれど。この接道は。</p>
処分庁 審査指導課 福田課長代理	<p>緑の法上の道路には、点でしか接してないです。</p>
牧田委員	<p>43通路の接道は、その縦の黄色で見るということでいいんですよね。こちら側はこの水路を跨いでるので。</p>
処分庁 審査指導課 福田課長代理	<p>はい、そうです。</p>
牧田委員	<p>西側の通路で接道を見るということですね。</p>
牧田委員	<p>緑が切れていますが、この緑の切れている向こうはなんですか。</p>
処分庁 審査指導課 福田課長代理	<p>隣地です。</p>
牧田委員	<p>要するに、建築基準法上の道路ではない？</p>
処分庁 審査指導課 福田課長代理	<p>この写真の、奥に緑の建築基準法道路の右側、隣地になっています。</p>
牧田委員	<p>隣地ですか。わかりました。</p>
寺地会長代理	<p>今この写真を見ると、この赤いところは角が切られていますね。申請図は角が切れてないように見えるんですけど、切れてるのでしょうか。</p>
処分庁 審査指導課 福田課長代理	<p>暗渠なので、水路の上で切れています。</p>

寺地会長代理	左下ですね。
処分庁 審査指導課 福田課長代理	一応切れています。
寺地会長代理	切れていますか、申請図は。はい、わかりました。
藤井会長	他にございますでしょうか。
牧田委員	確認だけです。一括同意基準の4で、報告第6号ですけど、道路拡幅地が間にあり、それがこの、記述でいう「敷地と道路の間に河川等が存在する場において、橋等で道路に2m以上有効に接しており」というところで、河川という代表が出ていますが、河川などの、「など」の中に、そういう道路拡幅事業用地に伴う拡幅地も含まれているという理解でいいですよ。
処分庁 審査指導課 福田課長代理	はい。事前に、大阪府枚方土木事務所から、拡幅の部分については、道路法上の道路敷として供用し、管理する旨の文書と、その事業予定範囲の図面を受けています。
牧田委員	事業予定地なら42条道路で見なせないんですか。
処分庁 審査指導課 福田課長代理	当時、法43条2項の許可を採用するか、2ヶ年以内に事業を行う法42条1項4号指定とするか、の検討がありました。
牧田委員	そうそう。そちらではいけませんでしたか。
処分庁 審査指導課 福田課長代理	その当時の判断としては、法43条許可でということでした。法43条許可の基準がありましたので。
牧田委員	2ヶ年というのは、2年ぐらいの予定で、みたいなことですね。
処分庁 審査指導課 福田課長代理	はい、そうです。
牧田委員	2ヶ年以内の施行をされるのなら、4号でもできたのかもしれない。
処分庁 審査指導課 福田課長代理	法42条1項4号の指定の選択肢もあったかもしれません。
牧田委員	見通しがまだ立ちにくいということ。
処分庁 審査指導課 福田課長代理	買収等に伴い時間がかかる場合がありますので、そこは42条1項4号の指定ではなくて、43条許可の判断で、この道路拡幅をしている並びは法43条許可の扱いとしています。
処分庁 審査指導課 岡本	この場所以外にもかなりの範囲で拡幅事業を一緒にやっていますので、すべてが終わるのに結構時間がかかるというふうに聞いています。
牧田委員	この4年の11月15日の時には、まだその見通しが立たなかったということですか。

処分庁 審査指導課 福田課長代理	そうです。ある程度は当時出ていたんでしょうけれども。
牧田委員	で、確実な法 43 条許可でいったという、そういうことですね。
処分庁 審査指導課 福田課長代理	はい、そうです。
牧田委員	はい、分かりました。事情はよくわかりました。
藤井会長	他はよろしいでしょうか。
	<p><u>4 報告案件</u></p> <p><u>報告第 8 号から第 14 号</u></p> <p><u>建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号許可の一括同意基準に基づく報告事項</u></p>
藤井会長	<p>他にございますでしょうか。</p> <p>はい、これをもちまして本日予定しておりました案件はすべて終了ということになります。</p> <p>最後に枚方市建築審査会議事規則第 5 条第 2 項に基づく署名人でございますが、本日の会議録の署名人には、私とあと 2 名、寺地会長代理と牧田委員にお願いをし、会議録の清書後、署名をして頂くこととなりますので、よろしくお願い致します。</p> <p>それではこれで、本審査会を閉会することといたします。</p>